別記様式第４（第７条関係）
（その１）
［略］
（その２）
［略］
［注１～15　略］
16　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
［17～20　略］
21　原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和63年条約第５号。以下「第３次日米協定」という。）発行日前に発生した事実に関して報告した当該報告書について修正の必要が生じた場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
22　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
［23～25　略］
26　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
27　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
［28・29　略］
［備考１～４　略］
別記様式第５（第７条関係）
（その１）
［略］
（その２）
［略］
［注１～16　略］
17　国外から移転された核燃料物質のうち二国間原子力協定の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本原産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。
［表　略］
［18～33　略］
［備考１～４　略］
別記様式第６（第７条関係）
（その１）
［略］
（その２）
［略］
［注１～13　略］

別記様式第４（第７条関係）
（その１）
［同上］
（その２）
［同上］
［注１～15　同上］
16　次表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
［17～20　同上］
21　原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和63年条約第５号。以下「第３次日米協定」という。）発行日前に発生した事実に関して報告した当該報告書について修正の必要が生じた場合は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
22　次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
［23～25　同上］
26　次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
27　次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
［28・29　同上］
［備考１～４　同上］
別記様式第５（第７条関係）
（その１）
［同上］
（その２）
［同上］
［注１～16　同上］
17　国外から移転された核燃料物質のうち二国間原子力協定の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本原産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。
［表　同上］
［18～33　同上］
［備考１～４　同上］
別記様式第６（第７条関係）
（その１）
［同上］
（その２）
［同上］
［注１～13　同上］